

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本国際交流センター定款(以下「定款」という。)第54条第2項に基づき、公益財団法人日本国際交流センター(以下「当センター」という。)の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 当センターの会員は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 当センターの目的、事業に賛同する法人及び団体
- (2) 個人会員 (JCIE パートナー) 当センターの目的、事業に賛同する個人
- (3) 個人会員 (JCIE フレンズ) 当センターの目的、事業に賛同する個人

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会員資格の取得日)

第4条 前条にもとづき入会する会員の資格取得日は、特別の事情がない限り入会申込を理事長が承認した日とする。

(会費)

第5条 当センターの会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 100万円とし1口以上とする。
- (2) 個人会員 (JCIE パートナー) 1口 1万円とし1口以上とする。
- (3) 個人会員 (JCIE フレンズ) 1口 3千円とし1口以上とする。

(会費の使途)

第6条 前条の会費の取り扱いについては、20%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 法人会員

- (イ) 当センターが主催する公開のセミナー、講演会等へ優先的に参加できる。
- (ロ) 当センターが発行する出版物の無料贈呈を受けることができる。
- (ハ) 国際的なネットワークを通じたコンサルティングを受けることができる。
- (ニ) 会員向けのニュースレターをメール等で受けることができる。
- (ホ) メールングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(2) 個人会員 (JCIE パートナー)

- (イ) 当センターが主催する公開のセミナー、講演会等へ優先的に参加できる。
- (ロ) 当センターが発行する出版物のうち、頒価が定められているものは会員割引価格で購入できる。無料のものは贈呈を受けることができる。
- (ハ) 会員向けのニュースレターをメール等で受けることができる。
- (ニ) メールングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(3) 個人会員 (JCIE フレンズ)

- (イ) メールングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(退 会)

第 8 条 会員は退会通知を当センターに提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項第 6 号に該当するに至ったとき。
- (3) 正当な理由なく会費を 2 年分以上滞納したとき。

2 前項の規定により、理事会が会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改 正)

第 10 条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この改正は、平成 24 年4月1日より施行する。(平成 24 年 3 月 23 日理事会議決)

2 この改正は、平成 27 年 6 月 19 日より施行する。(平成 27 年 5 月 25 日理事会議決)

3 この改正は、平成 28 年 3 月 10 日より施行する。(平成 28 年 3 月 9 日理事会議決)